

議案第 97 号

飛騨市障がい者グループホーム施設条例について

飛騨市障がい者グループホーム施設条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 11 月 29 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市障がい者グループホーム施設を設置するための制定

飛驒市障がい者グループホーム施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、飛驒市障がい者グループホームの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、障がい者に日常生活上の援助を行い自立生活の助長を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う施設を設置する。

(名称及び位置等)

第3条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 飛驒市障がい者グループホーム

位置 飛驒市古川町下気多990番地

(入居者の範囲)

第4条 飛驒市障がい者グループホーム（以下「グループホーム」という。）に入居することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者で市長が認めたものとする。

- (1) 共同生活援助の支給決定を受け、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証が交付されていること。
- (2) 就労し、又は法第5条第1項に規定する障害福祉サービスその他市長が定める福祉サービスの利用（通所による利用に限る。）をし、若しくは利用する予定であること。

(管理者等)

第5条 施設に、管理者その他必要な従業者を置く。

(定員)

第6条 施設の入居定員は、12人とする。

(使用料等)

第7条 グループホームの使用料の月額は、次の各号に掲げる額を合算した額とする。

- (1) 家賃 3万円
- (2) サービス利用者負担金 法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の範囲内において市長が定める額
- (3) 自己負担金 グループホームに係る費用のうち、利用者負担が適当であると市長が認めたもので、実費相当額の範囲内で市長が定める額
(使用料等の減免及び不還付)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条の使用料等を減免することができる。

2 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(指定管理者による管理)

第9条 市は、施設の管理及び運営を自治法第244条の2第3項の規定により、市長が指定する法人（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定の手續)

第10条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛驒市公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成16年飛驒市条例第272号）に基づき指定するものとする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、当該指定を受けた施設（以下この条において「指定管理施設」という。）において、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) グループホームの利用の承認に関する業務
- (2) グループホームの利用計画及び実施に関する業務
- (3) 指定管理施設及びその附属設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務のほか、指定管理施設の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(利用料金)

第12条 第7条の規定にかかわらず、第10条の規定により、施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、施設の利用者は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならない。

- 2 利用料金の額は、第7条に定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、自治法第244条の2第8項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受し、施設の有効な活用及び適正な運営に努めるものとする。
- 4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市障がい者グループホーム施設条例について
担当部	市民福祉部
提案理由	飛騨市障がい者グループホーム施設を設置するための制定
制定改廃の根拠等	市独自の制定
条例の概要	<p>市では旧養護老人ホーム和光園をリノベーションにより障がい者グループホームとして整備し、令和5年7月から供用開始することを予定している。</p> <p>このため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、当該施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものである。</p> <p>（参考：整備事業費 450,000千円）</p>
市民への影響等	グループホームの整備は、障がいを持つ子の親や家族にとって切実な「親なき後」の問題を解消し、生まれ育った地で安心して暮らせる場の提供となる。
施行日	規則で定める日
備考	<p>（施設箇所位置図）飛騨市古川町下気多990番地</p> 